

名張市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

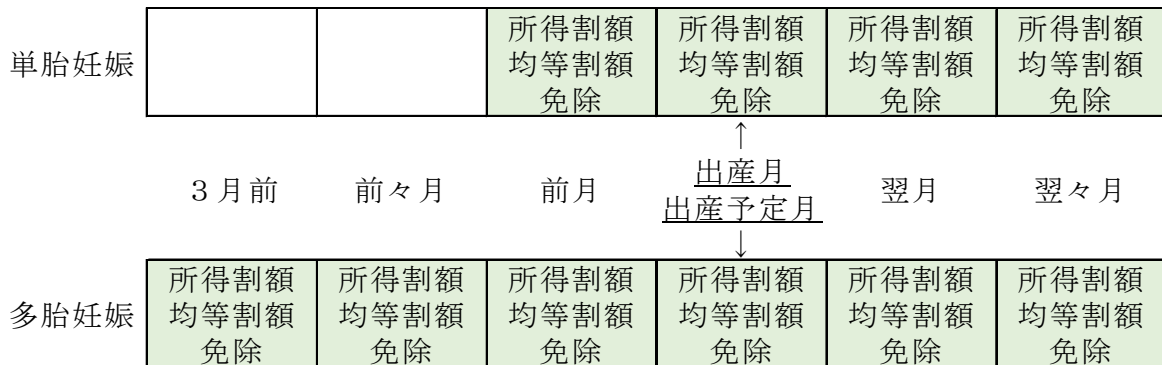
地方税法等の改正に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援などを進める観点から、出産する予定の被保険者及び出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の免除措置を導入するための規定を整備するほか、所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

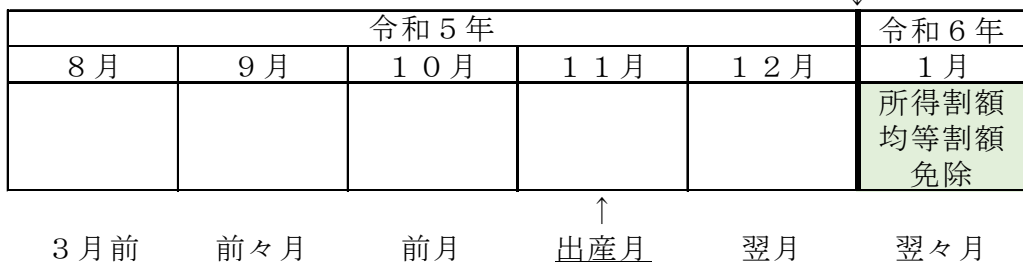
出産被保険者に係る次の産前産後期間分の所得割額及び均等割額を免除します。

- ・単胎妊娠 …4か月間（出産予定日（出産日）が属する月の前月から翌々月まで）
- ・多胎妊娠 …6か月間（出産予定日（出産日）が属する月の3月前から翌々月まで）

イメージ図



令和6年1月1日施行



※「出産」は、妊娠85日以上の分娩を対象とし、死産、流産（人工妊娠中絶を含みません。）及び早産の場合も含まれます。

保険税の免除額（参考例）

(1) 出産被保険者の前年所得が200万円の場合

単胎妊娠 免除額計 67,520円 (免除前額×4月/12月)

	免除前額 (12か月分)	免除額 (4か月分)	免除後額
所得割額	169,560円	56,520円	113,040円
均等割額	33,000円	11,000円	22,000円

多胎妊娠 免除額計 101,280円 (免除前額×6月/12月)

	免除前額 (12か月分)	免除額 (6か月分)	免除後額
所得割額	169,560円	84,780円	84,780円
均等割額	33,000円	16,500円	16,500円

(2) 出産被保険者の前年所得が0円の場合

単胎妊娠 免除額計 3,300円 (免除前額×4月/12月)

	免除前額 (12か月分)	免除額 (4か月分)	免除後額
所得割額	0円	0円	0円
均等割額	9,900円	3,300円	6,600円

多胎妊娠 免除額計 4,950円 (免除前額×6月/12月)

	免除前額 (12か月分)	免除額 (6か月分)	免除後額
所得割額	0円	0円	0円
均等割額	9,900円	4,950円	4,950円

3. 施行期日

令和6年1月1日から施行します。